

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第7号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和4年10月4日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	年度評価の公表については是正を求めたもの 【東淀川区役所、経済戦略局、福祉局、こども青少年局、環境局、建設局、大阪港湾局及び教育委員会事務局に対して】 令和2年度の施設所管所属の年度評価公表状況を確認したところ、施設所管所属34所管中5所管で所管する全ての施設、3所管で所管する一部の施設について、公表期限である令和3年8月中に公表されていなかった。 〔指摘事項1〕 施設所管所属は、公表を含めた年度評価の重要性を再認識し、マニュアルに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。	マニュアルに定められた期限までに年度評価を公表するために、指定管理施設の関係課に対して、公表を含めた年度評価の重要性について改めて周知して進捗管理を行い、所定の期限までに公表を実施した。	措置済	令和4年8月31日
2	第三者委託の公表については是正を求めたもの 【北区役所、都島区役所、中央区役所、西区役所、大正区役所、浪速区役所、東成区役所、住吉区役所、平野区役所、経済戦略局、環境局及び教育委員会事務局に対して】 施設所管所属の令和3年度第1四半期における第三者委託に関する情報の公表状況を確認したところ、施設所管所属34所管中12所管で所管する全ての施設について、ガイドラインで定められた期限である第1四半期の翌月である令和3年7月中に公表されておらず、今回の監査の実施通知送付日以降の公表となっていた。 〔指摘事項2〕 施設所管所属は、第三者委託公表の重要性を再認識し、ガイドラインに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。	マニュアルに定められた期限までに第三者委託に関する情報を公表するために、指定管理施設の関係課に対して、第三者委託公表の重要性について改めて周知して進捗管理を行い、所定の期限までに公表を実施した。	措置済	令和4年7月25日